

国連「子どもの権利条約」制定の意義

鈴木 木 祥 蔵

一、一九五九年の「児童の権利宣言」とその意義

「あゝもし子どもがいなかったら

この世はいかに味気ないものになるだろう

現在がどんなに暗黒だろうと

子どもたちのためには

砂漠のような世の中を残したくないものだ」

——ヘンリー・ロングフェロー——

一九世紀の前半から後半にかけて詩人として生きたロングフェローは、このような詩を書いている。アメリカのフロンティア精神が生きついていた頃の作業服に身をつつんで手足がごつごつしていたアメリカ人たちの、しかし大変明るく健康な精神を私たちはこの詩の中に読みとることが

できる。ヨーロッパではジャン・ジャック・ルソー、ペスタロッチ、フレーベルと引きつがれ受けつがれて、やがてエレン・ケイの「児童の世紀」ということばがいたるところで引きあいに出されはじめてくる。それなのに文明が栄えれば栄えるほど都市には労働者があふれ、その子どもたちの中には飢えに苦しみ、都市の盛り場で夜毎に花を売らされたり、学校に行けずに弟や妹の手を引いて物乞いをさせられたり、一四、五歳で売春を強要されたり、アル中の親に折檻を受けて腕や足の骨を折ったり、耳が聞こえなくなったり数え切れないほどの苦難を背負わされるといふ子どもたちが増加してきていた。

第一次世界戦争の経験を生かして、二度と戦争を許さないために国際連盟が組織されたのが一九二〇年であった。それから四年をへて、子どもの権利を守る実質的保障が各

国の任務として自覚されなければならないという多くの良心的な人々の声を反映し、一九二四年に子どもの権利に関する「ジュネーブ宣言」が採択されたのである。

しかし、国際連盟は、アメリカのウィルソン大統領の提案に基づいてつくられた組織であるのに、不幸にも、アメリカはベルサイユ講和条約の批准を拒否してこの連盟に加せず、さらに連盟はソビエトや戦敗国は認めないという方針をとった。(ドイツが連盟に参加したのは一九二六年、ロカルノ条約成立後であった)ところが一九三〇年に至って、満州侵略をはじめた日本、ヒットラーのドイツ、ムッソリーニのイタリアは連盟を大国の利益を擁護するものだと非難して脱退してしまつた。その後一九三四年にソビエトが連盟に所属したが、第二次世界戦争がはじまり、国際連盟の組織とその理想はつぶされてしまつたのである。

そのような経過を踏まえて、一九四五年六月に第二次世界戦争後の世界に安定した平和の秩序をつくり上げるために、アメリカ大統領ルーズベルトの造語といわれる、「The United Nations」をそのまま使用した国際連合という新しい組織が生れたのである。

この国際連合は、周知のごとく、先ず国際連合憲章を採択し、三年の準備をへて世界人権宣言を発し、一九五九年

に「ジュネーブ宣言」を土台に据えて、さらに現代的な権利の考え方を加えて「児童の権利宣言」を採択したのである。(資料1)

二、児童の権利とは何か

「児童の権利宣言」は「前文」と「原則」の二つの部分で構成されており、「原則」には一〇の原則が掲げられている。

その第一の原則は、次の通りである。

「児童は、この宣言に掲げるすべての権利を有する。すべての児童は、いかなる例外もなく、自己又は家族のいずれについても、その人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは、社会的出身、財産、門地その他の地位のため差別を受けることなく、これらの権利を与えられなければならない。」

この原則は、当然、世界人権宣言の第一条(自由平等)の規定並びに第二条(権利と自由の享有に関する無差別待遇)をうけた原則である。

一九五一年五月五日に宣言されたわが国の「児童の憲法」と言われている「児童憲章」では、前文、総則に三つの原則を立てている。(資料2)

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

そしてそのあとに第一条から第二条までの項目が規定されている。

この「児童憲章」のかかげる三つの原則は当然のこととして日本国憲法の三つの基本原則である基本的人権の尊重、平和主義、国民主権という原則を受けたものであり、その意味で先ず第一に「人として尊ばれる」ということの意味が把握されるべきであろう。すなわち、すべての児童は基本的人権をもっているものであり、単なる「もの」としてあつかわれ、親をふくむ一切の他人の都合にのみ合せて取扱われてはならないし、親といえども子どもを「心中」の道づれにすることはできないと宣言しているのである。

そして第二に「児童は社会の一員として重んぜられる」という規定によって、抽象的な個人としてではなく、具体的社会人としてその生存権はもちろん、その社会権を保障しなければならぬと宣言しているのである。児童の社会権を認めるということは、その福祉権、教育権を中心として諸々の社会的権利を保障されたものであり、しかも児童にも請求権のあることを認めるということなのである。

従来の児童・子ども観の中には、児童・子どもを単なる

対象とみなして、一切はその親や大人たちの「言いなりになる」存在でなければならないという考え方が主流をなしていたのである。しかし、「児童の権利宣言」並びにわが国の「児童憲章」では、児童・子どもを一個の人間としてその社会的人権を充分尊重すべきものと考えなければならぬという思想を明らかにしているのである。

「女・子どもに何がわかるか」と言って一切その言い分を聞こうとしない男たちの態度は、女性や子どもを「社会の一員として重んじない」態度と言うべきである。子どもの言い分に耳をかすこと、並びに子どもであってそういうのは当然であるというように子どもの要求を権利主張としてとらえ、われわれの態度を変えねばならないということを言っているのである。

「児童憲章」の第三の原則では、「児童は、よい環境のなかで育てられる」と唱っている。

よい環境とは何かを明確にすることは極めて重要なことであって、「児童憲章」に則して言えば、第一条から第一二条までの項目で規定されたことであるとと言えるであろう。それと同時に、国、自治体をはじめとしてすべての大人たちが、子どもの生活をゆたかなものとし、教育環境を充分なものとする義務を負うことを宣言していると解されねばならない。

三、「よい環境」とは

「児童の権利宣言」の前文には、「人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負うものである」と明記している。わたしたちは一九七九年の国際児童年のときに、この「最善のものを与える義務を負う」という義務の内容について、それは国連憲章、世界人権宣言の精神をふまえているものであるから、当然のことだが「最善のもの」の第一は平和であると確認したのである。戦争状態がいかに多くの子どもに危害を及ぼし、いたいけな子どもたちを殺してしまったりしているか。銃をもってたたかわせたり、強制労働にかりたてたり、さまざまな虐待を強いている、これが戦争である。したがって平和な世界をつくり、平和な状態で子どもたちがあわせを求め続けて、希望のある生き方ができるようにしてやるのが大人たちの義務なのである。

次に、「よい環境」を与えるということが「最善のもの」を与えることの第二であると確認した。

そしてここである「よい環境」を次のように整理した。即ち、その第一は、戦争のない世界、平和な世界である。これは前述のように、子どもの生存権に直接かわかること

である。

「よい環境」の第二は、母体(胎)であるとした。

母胎内で受精した卵子は、母胎を環境として約二八五日の間に約四四回の細胞分裂を繰り返して、約一年程の早産として誕生してくる。その間に母胎を健康な状態に保つこと、並びに母親の精神的安定を保持することは、胎児の正常な発達に極めて重要な条件である。充分な栄養、休養はもちろん、適当な運動と精神的安定はその母親の母体としての健康を約束するだけでなく、生れてくる子どもの正常な発達を約束するのである。

われわれは、部落解放運動、同和保育運動の過程で、母胎としての環境の重要な意味を確認してきた。

そして「よい環境」の第三は、自然環境であるとした。自然環境を守ってもらわないと、子どもは自分の自然つまり身体がやられる。人間というのは生物体であり、地球上に生存する哺乳類の霊長類のヒト属にあたる。それゆえ、自然を自然のままに保って、それを体に取り入れなないと、身体という自然が破壊されてしまうわけである。

誕生とともに子どもたちは「自然」と直接に交流をはじめる。空気、水、太陽の光線、やがて、山川草木、昆虫、動物、そしてそれらの複合物としての「はらっぱ」である。われわれは、もう一度子どもたちのためにいたるところ

に「はらっぱ」を取りもどす運動もあらためて活発化させなければならぬ。

いまから二〇〇〇年程前にパリを見たジャン・ジャック・ルソーはその著『エミール』の中で、「都市は人類の墮落の淵だ。数世代ののちにそこに住む種族は滅びるか、退廃する」と述べている。自然と人間とを単に投資の対象とみる見方を改めること、そして自然と人間の生命を同一の次元でとらえ、自然を人間の生命と考えて、自然と人間と共に生きる方法を早急に回復させなければならぬと述べている。

最後に「よい環境」とは、共同体の存在である。共同体には、無償の原則があり、相互融即の関係が存在する。

利益を求めるところに汲々としている利己主義が共同体を崩壊させ、「子育て」という本来人類共同体の仕事が、母親一人の責任のようにならわっているが、このことがともと児童の人権侵害へとつながっているのである。

われわれは、差別を許さない人類共同体——それは古い共同体ではなく——を自由な個人の共同体として創造的につくり上げてゆかねばならない。そのことを確認してきた。

たとえば、「児童の権利宣言」は「児童は、その出生の時から姓名および国籍を持つ権利を有する」(第三条)と定めているが、生まれて名前を付けてもらっていない子ども

たちが世界中に沢山いる。誰の子どもなのか不明のまま、政府や自治体からの援助も受けられないままになっている。この子どもたちは教育をうける段階で、出生が登録されていないから学校へいけない、という事態に追い込まれてしまっている。沖繩には今も登録されていない、無国籍の子どもたちがいる。

このように一つ一つの項目を検討してみると、一九五一年のわが国の「児童憲章」と国連の「児童の権利宣言」はよく似た性質のものであって、戦争を経験してきて、平和ということを強く意識したときにつくられた当時の人類の「児童観」として記念すべきものだといえるのである。

四、一九七九年の「国際児童年」と

反差別の取組みの教訓

周知のように国連では、一九五九年の「児童の権利宣言」から数えて二〇周年を記念し、一九七九年を「国際児童年」として設定した。

この「権利宣言」は、子どもの人種・皮膚の色・言語・宗教・信条・国籍や出身その他のいかにかわらなく、何らの差別も受けず、すべての子どもの諸権利を平等に保障することを規定している。同時に、この「権利宣言」は、すべての子どもがとりわけ擁護され、しかも適切な社会的

便宜の恩恵を受ける必要があることを強調している。

子どもは、人類の未来を代表するわれわれの共通のしかも最大の宝である。しかるに一方で世界のいたるところで子どもたちは、その生活権、健康な育成・保育や教育を受ける権利を奪われたままである。

子どもたちのこのような状態の背後には、世界の数百万の労働者たちの失業、貧困、弾圧などがあり、何よりも親たちの間に安定した生活の成立していない状態が現に存在していることを見落すことはできない。搾取・被搾取の関係、差別・被差別の関係が極端であればある程、被搾取・被差別の側の子どもの人権が危機に陥るのである。

差別の克服を課題として運動をつづけてきた諸集団はこのことを知っており、「国際児童年」の意義を重大なものとして受けとめたのであった。

大阪では、「国際児童年を機に児童の権利を実現する大阪連絡会」を結成し、特に、被差別部落の児童の問題、在日韓国・朝鮮人の児童の問題、アイヌ系日本人の児童の問題を重点的に明らかにし、その観点に立って日本中の児童がいまおかれている現状とその問題点を明らかにして、特に労働者、女性の諸団体に「反差別」の行動に結集することを強く呼びかけていこうと運動を起こした。

この「大阪連絡会」には部落解放同盟大阪府連、乳幼児

実際に一九七九年の「国際児童年」が終ってみると、日本の子どもの権利の状態はあまり改善されないまま、放置されたままの状態が残ってしまった。このようなアリバイ作りのような政府の対応をわたしたちが許してしまっているのは、たいへん残念なことである。

これは、われわれ側の運動にもいえることで、「お祭りさわぎに終らせてはならない」といい、「国際児童年」を機に「連絡会議」が各地で結成されたが、一〇年後の現在まで活動を継続させているものはほとんどない状況にある。

また、子どもの権利保障のとらえ方においても、当時は、被差別の立場の子どもたちに、十分焦点があてられていたとはいえなかったともいえる。「国際児童年」に関する一九七六年一二月の国連決議では、「各国政府に対し、最も弱く、不遇な集団に属する子どもの永続的な福祉向上をめざす努力を、国家および地域的レベルで促進するよう要請する」と明記されていたが、この点の具体化を強く求める運動を進めたのは、大阪の連絡会議ぐらいではなかったかと思う。その大阪の連絡会議も近年は開店休業であり、活動の再開が急務であろう。

今、われわれのまわりを見た時、子どもの権利の問題とというのが国民一人ひとりのものになっていない現状にある。たとえば日本の学校の教員の三〇%が「子どもをなぐ

発達研究所、大阪総評をはじめとする労働組合諸団体、在日外国人の諸団体、日本婦人会議、婦人民主クラブなどの女性の諸団体などの参加を得て、子どもの人権という問題を引き続き追求していくことにするという決議を行った。

一方、政府の方は、国連の呼びかけに応じて、止むを得ず「国際児童年」にとり組む姿勢を見せたがそれを一年限りのお祭り行事にしようという意図を持っていたことから、「大阪連絡会」はその態度を批判し、同年を基点として継続的に、子どもの人権を保障する具体的政策を明らかにする必要があると、政府に申し入れたのである。

日本政府は、総額二九六億一、五〇〇万円を予算化した。その内訳は、記念事業費六二億九〇〇万円、東京と神奈川の県境に「中央子どもの国」を開設しフェスティバルを行う、というようなものであった。これは後に愛知県で具体化した。それから欧米から専門家を呼び、小児慢性特定疾患研究会を開催するというのも企画された。また東京に「子どもの城」を建設するための予算が二二億五三〇〇万円。この「子どもの城」は現にできているが、松下や日立や東芝などの電機メーカーのショウウィンドーのような感じで、とても子どもの城と呼べるものではない。そして国際児童年記念財団をつくるための費用が三三億円、国際協力費が三四億四〇〇〇万円というものであった。

「それはやむをえない」と考えているという統計結果が報告されている。子どもをなぐって管理を強化し、子どもをぎゅうぎゅういわせて、そしてある一定の方向に引っ張っていくというようなことが、教育の名で行われている状態がますます拡大している。このような状態を少しでも「児童の権利宣言」のめざすべき方向へもっていくのが、わたしたちの責務でもある。

行政諸機関にはいろいろな部局があるが、それらのいずれにもあてはまらない、見忘れられている、誰も手をつけられないことがらが、いくつもある。たとえば、わたしの家にとどき電話がかかってくるが、先日も大阪府吹田市千里ニュータウンのある母親から相談の電話があった。七カ月になる子どもが夜泣きをしてうるさいので、隣近所に迷惑がかかると思い、外に連れ出す。しばらくして泣きやみ家に帰ると、また泣き出してしまふ。その繰り返しで悩んでいるという。その団地は二〇年前にできたところで、近所には赤ん坊は一人もいないらしい。子どもたちはすでに皆巣立ってしまった。今や老人の団地になっている。その母親は、ふと窓から赤ん坊を捨てたい気持ちになることがある、という。それで事情をよく聞いてみると、その方は、夫が大阪本社に転勤になったので、一家で大阪の千里ニュータウンに引っ越してきたらしいのだが、転居

して四カ月後に今度は夫が富山への転勤を命じられた。夫は、「折角手に入れた家だから、お前はここに残れ」と言い、結局単身赴任で富山に引っ越してしまっただけだ。

最初は「一カ月に一度ぐらいは帰ってくるよ」と言っていたのだが、やがてなかなか帰ってこれなくなる。そこで母親の方は近所の人に夜泣きのことを相談するのだが、すぐによくなるよといわれるだけで、あまり親身になって相談に乗ってくれない。同じぐらゐの赤ん坊を持つ人を探したのだが、近所には一人もいなく、孤立しているというのである。そこから「この子さえいなければ夫のいる富山にいけるのに」といついつ思い、いつ子どもをベランダからほうり投げてしまいかかわらない、と悩みをうちあけてきた訳である。孤立させられ、隔離させられ、わが子の生命さえ奪ってしまう差別者に転落していく構造がそこに見られるのである。

この母親の場合、専業主婦であるため、わが子を保育所にはあずけられないし、幼稚園は三歳以上でないと入学できない、現在の制度の壁があるのだ。市役所に相談にいったら、現地の部局をタライまわしさせられただけで、何も解決してもらえなかったという。先日、わたしは大阪府の岸知事と会う機会があったので、国連で「子どもの権利条約」が採択される予定でもあり、この事例を話し、府の

どこかでこのような問題への相談窓口を開設すべきだし、〇歳から三歳までの子を持つ主婦たちの子育ての補助を、何らかの行政施策が必要であるということを示し入れてきた。知事はせひ関係部局の代表を集めて対策会議をやり、方策を検討したいといってくれた。

五、国連「子どもの権利条約」を機に 何をなすべきか

日本の行政関係者や教育関係者の中には、残念ながら、この事例を子どもの権利にかかわる問題だととらえる発想がまずないのが実状である。「児童の権利宣言」や国連「子どもの権利条約」の思想をもっともっと広げなければならぬのは、この点からも重要なわけである。このような孤立させられている母親たちを放置すれば、本人もだめになるし、子どももだめになる、もっと外に出して共同子育ての輪の中にむかえていこうと、わたしたちの乳幼児発達研究所では、「共同子育て」キャラバンに取り組んできた。大阪では現在三三のグループができ、「共同子育て」大阪連絡会議に結集している。この母親たちが、地域の児童館を貸してもらいたいと申し込んでいくと、子連れの母親は児童館では受け入れられない、といって断られるというのである。それで次に公民館へいくと、今度は子連れの母

親の公民館利用はこまります、と断わられてしまう。こんな問題がいっぱい出てくるというわけである。

このようにみてくると、いま予定されている「子どもの権利条約」制定の意義は、とても大きい。国連は、プログラムにとどまっていた世界人権宣言をより具体的で実践的な条約として国際人権規約にまで高め、各国政府の批准をもとめ、批准した国には人権の徹底度を国連に報告する義務を負わせている。それと同じように国連は、今度は「児童の権利宣言」を「子どもの権利条約」として制定することにより、各国政府に子どもの人権保障の徹底的施策を義務化させ、実行に移させることを計画している。このことはとても重要なこととなってきているわけである。

「子どもの権利条約」(一一四頁以下参照)は、昨午秋に条約案がほぼまとまり、八九年春の国連人権委員会承認され、八九年秋(十一月二〇日ごろ)の国連総会で採択され、制定される予定になっている。この条約の制定の意義はとても大きいのであるが、まず日本政府が今秋の国連総会でこの採択に賛成するよう、そして次に直ちに批准をするように運動を巻き起こすことが当面の課題である。

ところが児童の権利という意識が薄いため、日本政府は採択や批准をまたさばることが当然、予想される。すでに日教組を中心にした「子どもの人権保障を考える各界連絡

会議」が結成されているが、その運動とも連携しながら、条約批准の一点で合意したさらにはばひろい運動にしていなければならない。

また「子どもの権利条約」は、経済大国日本のODA(政府開発援助)のあり方や、日本の教育の国際化に重要な視点を与えている。ユニセフ(UNICEF、国連児童基金)が、『世界子供白書』を毎年出しているが、今年の八九年白書では、「七つの大罪」というものが指摘されている。今、世界の子どもの中でたいへんな状況に追いこめられているのは、何といても開発途上国の子どもたちである。かつて開発途上国には「開発」の名の下に、経済大国といわれる国々からお金があつと流れ込んだのであるが、二〇年後の現在では、債務返済のため、これらの開発途上国からお金があつと逆流して、経済大国の方へ流出し、さらに貧しくなっていくという現象があらわれている。この結果、子どもたちはものすごくひどい状況に追いやられていっている。この実態を分析して見ると、先の「七つの大罪」が存在するのだ、とユニセフの報告書は述べている。

「七つの大罪」の第一は、「基礎構造なき開発」である。たとえば予防接種を実施するとき、親たちに予防接種することの意味と、医学的な若干の知識を教育することが

大切であるが、それらのことがしばしば無視される。これでは予防接種などの手段もよい効果を上げることができない。第二の大罪は、「参加なき開発」である。途上国の人々が受身的になるような援助は、長続きしないし、失敗すること必定である。そして第三に、「女性不在の開発」である。開発途上国ではないまな女性労働の負担は男性よりもはるかに重く、社会の不平等を招いている。この女性の地位を高め、権利を保障することを配慮しなければ、その開発は失敗する。第四の大罪は、「環境無視の開発」であり、経済優先の乱開発によって破壊された環境は、逆に経済の発展にマイナスをもたらす、貧困を生み出す大きな原因となる。そして第五に「貧しい人々を無視した開発」である。すべての開発は、もっとも貧しい人々をもっとも優先しなければならぬわけであるが、それがなされていない。それから第六の大罪に、机上の空論に終始した「実行不能の開発計画」であり、最後の第七に「社会参加なき開発」である。

このような「七つの大罪」をおかしながら平気であるような経済大国の意識を改革する必要がある、とユニセフは指摘している。このことは、部落解放運動に参加した人々には当然のこととして理解されることでもある。

れる。

二、この目的のため、子どもは、とりわけ、自己に影響を与えるあらゆる司法的および行政的手続において、直接的にまたは代理人もしくは適切な団体を通して聴聞される機会を、国内法の手続規則に従って与えられる。としている。

部落解放運動では、主体は被差別の側にあり、「おのれのおかれた社会的立場の自覚」が明確となつて、一切の差別を許さぬたかいに立ち上ることが眼目であるとされてきた。それゆえに、部落の子どもたちは、単に「教育をほどこされる対象」ではなく、立ち上つて差別とたたかう主体とならなければならないと言われ、それだからまた「部落子ども会」に結集して、広く一般に自分たちの意見を表明することを奨励されてきた。古くは日教組の動評闘争を側面から支持し、たとえば京都の田中子ども会のように、京都市教委と団体交渉することによって、大きな成果をかちとるということが行われてきているのである。

今回のわが国の学校教育においては、児童会というものの位置づけが全く間違つていて、児童会は学校の管理上の手段とされて、校長の意図を全生徒に徹底させる伝声管の役割を担わされたり、学校の管理のゆきとどかない部分を補強するものと位置づけられたりしている。

六、「子どもの権利条約」の意義を広め、教育・福祉の前進を

さて、「子どもの権利条約」第四四条には締約国の報告義務を明記している。これは女性差別撤廃条約なども同様である。また第四五条には専門機関ユニセフの役割強化を打ち出している。これまではややもすると日本のユニセフ運動は、政府の代弁機関のような側面もあったが、これを脱却する上でも積極的に役立てていくべき条文であると考える。

ところで、条約の第一条では、児童・子どもを一八歳までのものと規定している。日本では高校生までを含むと考えているわけである。また大事な点として、この権利条約では児童の自治権、表現の権利、あるいは権利請求権を明確にしていることである。権利を請求する主体は児童・子どもである、との考え方が改めて主張されていることである。

その第一二条では「意見表明権」を規定し、一、締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに、その子どもに影響を与えるすべての事柄について、自由に自己の見解を表明する権利を保証する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視され

子どもたちには多くの不満が渦巻いているにもかかわらず、それを表明することを極力おさえられてしまつて、その結果は学校で俗に言うところの「非行」という形のはけ口をもとめて荒れざるを得ないという状況に追いこまれたりしている。

高度経済成長政策をとり、資本の利潤優先の政策をとつてきた国、アメリカをはじめとして、ヨーロッパでは西ドイツ、アジアでは日本、これら三つの国の子どもたちはいま一番荒れている。

アメリカの子どもたちは、いま麻薬に蝕ばれている。前の大統領が夫人共どもにテレビに出て、国民の麻薬撲滅運動への協力を呼びかけざるを得ない状況がある。

西ドイツでは、先の「国際児童年」の年（一九七九）、雑誌シュテルンが「この一年間に子どもたちに何が起つたのか」という特集を組んだ。それを見ると、親の虐待を受けた子ども四万人、うち死亡したもの六〇〇人、青少年のアルコール中毒患者が一四万人、麻薬中毒一五万人、うち死亡六〇〇人、自殺者五〇〇人、自殺未遂者一万五千人、家出少年四万人、交通事故死者一、四〇〇人、重傷者一万人と報告されている。西ドイツは、人口が六、五〇〇万人ほどであるから、わが国の比較でも約半分である。それなのにこの数字は多すぎると言わざるを得ない。

わが国では、自殺の低年齢化がすすんでいるし、受験の季節といわれる二月、三月、四月に集中して自殺者が発生する。またいじめは次第に減ってきたといわれるが、管理が強化されておさえられているのが実状である。潜在的ないじめはなおじくじくと増加している。

わが国の場合、教師による生徒への暴力事件は最近いじりしく増加してきているし、高校中退者の増加も目立っている。また、親が道づれに子どもともども死んでしまうという事件も多発している。子どもはその親によって人権を奪われてしまうのである。

これらの問題は、軍事予算はふくれていくが教育・福祉の予算を減らして生活破壊が進行して行く過程の産物であると言っても過言ではない。個々の事象に対する対策ももちろん必要ではあるが、戦争を阻止し、世界を平和な関係につくりかえて、相互不信を払拭し、軍事費を削減して、子どものための施策を徹底させるという道を選択することがどうしても必要である。

今、明らかにされている「子どもの権利条約」では、いくつかの不十分な点がある。たとえば障害を持った子どもの権利規定が若干修正を要するのではないか、との意見も乳幼児発達研究所内部の研究会で出されている。この点については、この国連「子どもの権利条約」が「児童の権利

宣言」を受けて一九五〇年代の民主主義と人権思想の水準

を反映しているわけで、時代の制約と政治的妥協もあり完璧なものではもちろんないのであって、それはわたしたちの運動をさらに強める中で、克服できることだと言える。

われわれは、国連「子どもの権利条約」を早期に批准させる運動をおこし、その過程で軍備よりも福祉を、そして子どもの人権の伸長をというスローガンに多くの大衆を結集させていくことが必要である。「子どもの権利条約批准促進連絡会議」（仮称）の結成に、ともにたち上がろう。

（資料3）

注

(1) 「『国際児童年を機に子どもの権利を実現する大阪連絡会』の発足の経過と意義」という拙稿は、『解放教育』一九七九年七月号、明治図書にのっている。

(2) この条約については永井憲一・喜多明人氏らの国際教育法研究会が精力的な研究活動をされている。同会編『教育条約集』、喜多明人「子どもの人権保障をめぐる国際動向と教育の課題」（『教育評論』一九八八年九月号所収）などに詳しい。

(3) 『世界子供白書』一九八九年、ユニセフ事務局長ジェームズ・P・グラント著、日本ユニセフ協会発行

〈資料1〉

国連の児童権利宣言

（一九五九年十一月二〇日）
国連第一四回総会採択

前文 国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権と人間の尊厳及び価値とに関する信念をあらためて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

国際連合は、世界人権宣言において、すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別を受けることなく、同宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有すると宣言したので、

児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法律上の保護を含めて、特別にこれを守り、かつ、世話することが必要であるので、

このような特別の保護が必要であることは、一九二四年のジュネーブ児童権利宣言に述べられており、また、世界

人権宣言並びに児童福祉に関係のある専門機関及び国際機関の規約により認められているので、人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負うものであるであって、ここに、国際連合総会は、児童が、幸福な生活を送り、かつ、自己と社会の福利のためにこの宣言に掲げる権利と自由を享有することができるようにするため、この児童権利宣言を公布し、また、両親、個人としての男女、民間団体、地方行政機関及び政府に対し、これらの権利を認識し、次の原則に従って漸進的に執られる立法その他の措置によって、これらの権利を守るように努力することを要請する。

第一条 児童は、この宣言に掲げるすべての権利を有する。すべての児童は、いかなる例外もなく、自己又は家族のいずれについても、その人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは、社会的出身、財産、門地その他の地位のため差別を受けることなく、これらの権利を与えられなければならない。

第二条 児童は、特別の保護を受け、また、健全かつ、正常な方法及び自由と尊厳の状態の下で身体的、知的、道徳的、精神的及び社会的に成長することができ得るための機会及び便益を、法律その他の手段によって与えられなければならない。この目的のために法律を制定するに当

つては、児童の最善の利益について、最高の考慮が払われなければならない。

第三条 児童は、その出生の時から姓名及び国籍をもつ権利を有する。

第四条 児童は、社会保障の恩恵を受ける権利を有する。児童は、健康に発育し、かつ、成長する権利を有する。この目的のため、児童とその母は、出産前後の適当な世話を含む特別の世話及び保護を与えられなければならない。児童は適当な栄養、住居、レクリエーション及び医療を与えられる権利を有する。

第五条 身体的、精神的又は社会的に障害のある児童は、その特殊な事情により必要とされる特別の治療、教育及び保護を与えられなければならない。

第六条 児童は、その人格の完全、かつ、調和した発展のため、愛情と理解とを必要とする。児童は、できるかぎり、その両親の愛護と責任の下で、また、いかなる場合においても、愛情と道徳的保障とのある環境の下で育てられなければならない。幼児は、例外的な場合を除き、その母から引き離されてはならない。社会及び公の機関は、家庭のない児童及び適当な生活維持の方法のない児童に対して特別の養護を与える義務を有する。子どもの多い家庭に属する児童については、その援助のため、国その他の機関

による費用の負担が望ましい。

第七条 児童は、教育を受ける権利を有する。その教育は、少なくとも初等の段階においては、無償、かつ、義務的でなければならない。児童は、その一般的な教養を高め、機会均等の原則に基づいて、その能力、判断力並びに道徳的及び社会的責任感を発達させ、社会の有用な一員となりうるような教育を与えられなければならない。

児童の教育及び指導について責任を有するものは児童の最善の利益をその原則としなければならない。その責任は、まず第一に児童の両親にある。

児童は遊戯及びレクリエーションのための十分な機会を与えられる権利を有する。その遊戯及びレクリエーションは、教育と同じような目的に向けられなければならない。社会及び公の機関は、この権利の享有を促進するために努力しなければならない。

第八条 児童は、あらゆる状況にあつて、最初に保護及び救済を受けるべき者の中に含められなければならない。

第九条 児童は、あらゆる放任、虐待及び搾取から保護されなければならない。児童は、いかなる形態においても売買の対象にされてはならない。児童は、適当な最低年齢に達する前に雇用されてはならない。児童は、いかなる

場合にも、その健康及び教育に有害であり、又はその身体的精神的若しくは道徳的発達を妨げる職業若しくは雇用に、従事させられ又は従事することを許されてはならない。

第一〇条 児童は、人種的、宗教的その他の形態による差別を助長するおそれのある慣行から保護されなければならない。児童は、諸国民間の理解、寛容、友愛、平和及び四海同胞の精神の下に、また、その力と才能が、人類のために捧げられるべきであるという充分な意識のなかで、育てられなければならない。

〈資料2〉

児童憲章

(一九五一年五月五日制定)

われわれは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 一、すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二、すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三、すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四、すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五、すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がうちかわれる。
- 六、すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七、すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八、すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会を失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分保護される。

九、すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

一〇、すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱いからまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

一一、すべての児童は、身体が不自由な場合または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

一二、すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

〈資料3〉

国連「子どもの権利に関する条約」(仮称)

批准促進の運動をまきおこしましょう

— お 願 い —

前略

ご承知のことと思いますが、国連では今年(一九八九年)の秋をメドに「子どもの権利に関する条約」(仮称)

を総会において採択する準備を進めています。

この条約は、一九五九年に国連が宣言した「児童の権利宣言」の精神を再認識して、一九七九年の「国際児童年」の取り組みを総括し、「児童の権利宣言」三〇周年、「国際児童年」一〇周年の今年に、これを条約として、各国にその義務を課そうという世界人類の意志の結集なのです。

この条約は、国連人権委員会ワーキング・グループの第二読会において昨年十一月に審議採択されたものが原案になっています。

幸いなことに、世界はいま戦争を回避して、平和裏に話し合いによって諸問題を解決しようという方向に動きつつあります。そのことは何よりも人類が子どもたちに贈りうる最善のものであります。戦争は最も弱い立場にある子どもたちに大きな犠牲を強要するからです。

また、そのためにも「差別」を克服することが日常不断に要求され、その努力の結果として平和が保障されることも事実です。子どもたちは、親たちの被差別の被害を「妊娠」や「誕生」の瞬間から背負わされています。

したがって、子どもの人権を保障し、その人権侵害を克服する道は世界平和と差別克服の道に通ずる具体的な措置であると言わざるを得ません。

ユニセフ(国連児童基金)の今年度の白書を見ますと、

そこには経済大国が発展途上国の子どもたちに与えている「七つの大罪」があると指摘しています。経済援助という名の利潤の追求がいかにか巧妙に現地の子どもたちを苦しめているかをきびしく反省しなければなりません。

また、経済大国といわれるいわゆる大国の子どもたちは、麻薬の浸透、売春の跋扈、自動車や単車による事故の多発、親による虐待、家出などの事件がますます増えつつあります。

わが国の場合にも受験競争の激化にともなって、教育産業とか受験産業などという言葉が不断に使用されるほどに保育・教育の商品化が進み、その中から「いじめ現象」の多発、中途退学者の激増、教師による暴力事件の多発、管理という名での子どもの人権侵害が著しくなってきました。

今回の「子どもの権利に関する条約」の第一二条には、とくに「意志表明」の権利を認定して、「締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに、その子どもに影響を与えるすべての事柄に対して、自己の見解を表明する権利を保障しなければならない」としています。

また、わが国には未だに具体的に、部落差別をはじめとして在日外国人差別、アイヌ差別、障害(児)差別、それに女性差別が存在しています。この被差別の立場にある

人びとは、経済的後退期にその打撃を吸収すべき経済的「(皮下)脂肪」が最も少ないために、その子どもたちが最も大きな被害をこうむる結果となるのです。今また、消費税の影響がまともにはわるい形であらわれようとしています。

この際、是非私たちは「子どもの権利に関する条約」の一日も早い国連における採択と、その後の批准の早期実現にむけた幅の広い市民運動を、全国的に展開したいと思うのです。

つきましては、以上の趣旨に御賛同をいただき、是非とも「子どもの権利に関する条約」批准促進連絡会議(仮称)を結成するための呼びかけ人となっていただきたくお願い申し上げます。ご高配賜りますよう、よろしくお願ひします。

一九八九年六月

稲葉 三千男(東京国際大学教授)
 鈴木 祥蔵(関西大学名誉教授)
 星野 安三郎(立正大学教授)
 丸木 俊(画家)